

2020年3月13日

熊谷 五郎

今回頂いた、「監査基準の改訂について（公開草案）」、「中間監査基準の改訂について（公開草案）」にて、パブリックコメントを開始することに賛成いたします。

非財務情報・記述情報に対する財務諸表利用者のニーズの高まりに応じて、我が国においても、有価証券報告書等企業の法定開示書類における、これらの情報内容の充実と同時に、財務諸表に含まれる財務情報や監査報告書に含まれる情報以外の「その他の記載内容」の信頼性確保が喫緊の課題となっております。その意味で、「その他の記載内容」に係る、監査人の手続きと監査報告書に必要な記載が求められるというのは、財務諸表利用者から見ても、まことに時宜にかなった監査基準の改訂であると考えます。

また、財務諸表利用者の経済的意思決定により有用であるため、また企業の経済実態をより忠実に反映するために、近年、財務諸表において、会計上の見積もりの占める比重がますます高まっております。しかし、会計上の見積もりは、支払われた対価に裏付けられた取得原価のように、確定された会計上の数値と異なり、その信頼性を、経営者の仮定や予想等の妥当性に大きく依存しています。これら会計上の見積もりが依拠する仮定や予想等は、経営者の裁量が大きいだけに、監査上のリスクも大きく、監査人による重要な虚偽表示のリスクの評価が決定的に重要であることは言を俟ちません。同時にリスク・アプローチの強化は、監査報告書の透明性向上を目的に「監査上の主要な検討事項」の記載を求めることとした、平成30年（2018年）の監査基準の改訂の方向性をも補強するものであると考えます。これらの改訂は、財務諸表利用者の財務諸表および監査報告書への信頼性を高めることを通じて、究極的には資本市場の信頼性および効率性をも高めることに資するという意味で、資本市場関係者の一人として大いに歓迎すべき改訂であると考えておりました。

今回頂きました、「監査基準の改訂について（公開草案）」、「中間監査基準の改訂について（公開草案）」では、こうした、今回の監査基準の改訂の趣旨及びその内容が、簡潔かつ正確に記述されていると思います。事前に頂いておりましたものと比べても、今回頂きました公開草案では、細部においても意味の明確化が図られております。監査人や財務諸表作成者など監査や財務諸表作成に直接携わる利害関係者に受け入れ可能であるばかりでなく、財務諸表利用者にもその意義や狙いが分かりやすい文章になっていると思います。

冒頭でも述べました通り、監査基準（案）、中間基準（案）を含め今回頂きました公開草案を持ちまして、パブリックコメントを開始することに賛成いたします。